

確定申告で準備が必要な主なもの

税理士法人K J グループ

1. 確定申告のための申告基礎資料

行	確認(準備)していただく資料	提出資料(部数)	受渡日	チェック
1	(昨年書面で申告した方) 税務署から送付の「申告のお知らせ」等	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
2	給与所得、公的年金等、退職所得に係るすべての源泉徴収票	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
3	配当金の支払調書・支払通知書・配当金計算書など	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
4	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
5	保険の満期返戻金・解約金などの計算書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
6	本人・親族の身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
7	配偶者及び家族の源泉徴収票 (※1)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
8	国民健康保険の領収書、国民年金・年金基金の控除証明書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
9	小規模企業共済等掛金の払込証明書・領収書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
10	生命保険料の控除証明書(介護医療・個人年金保険料を含む)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
11	地震保険料の控除証明書(旧長期損害保険料を含む)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
12	医療費のお知らせ・領収書(介護保険サービス料を含む)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
13	寄附金の受領証(領収書)・証明書(税額控除の証明書など)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
14	住宅ローンの年末残高証明書 (※2)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
15	増改築等を行った場合の増改築等工事証明書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
16	市区町村・都道府県から発行された住宅耐震改修証明書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
17	本人、親族の個人番号の番号確認書類 (※3)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>

※1 配偶者の所得が133万円以下(給与所得のみの場合は収入が2,016,000円未満)の場合において源泉徴収票が必要です。

※2 令和2年中に住宅を新築・購入又は増改築した場合は、登記事項証明書や売買(請負)契約書などの書類も必要です。

※3 本人、同一生計配偶者、配偶者特別控除の対象配偶者、扶養親族、事業専従者の分が必要です。提出済の方は不要。

(注) 国外に居住する控除対象の配偶者又は親族がいる場合は、親族関係書類と送金関係書類が必要です。

2. 不動産所得関連の申告資料

行	確認(準備)していただく資料	提出資料(部数)	受渡日	チェック
1	賃貸収入の明細書・契約書、帳簿等	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
2	固定資産税通知書(固定資産課税証明書)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
3	借入金・支払利子の明細(借入金の返済予定表)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
4	賃貸物件の火災保険の領収書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
5	賃貸物件に係る修繕費の請求書・領収書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
6	地代その他経費と思われる領収書等	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>

3. その他の確認事項(不動産等の売却、損害の発生、財産の贈与、国外財産の保有、一定の財産の保有)

- (1) 令和2年中に不動産(土地・建物等)の売却(又は買換え)や、株式等の売却があった場合
 - (2) 令和2年中に災害や盗難などにより損害を受けた場合
 - (3) 令和2年中に金銭その他の贈与を受けた場合
 - (4) 令和2年の年末時点で国外に5,000万円を超える財産(不動産、預貯金、有価証券など)を有する場合
 - (5) 令和2年分所得が2,000万円超の見込みで、同年末時点で財産3億円以上か、有価証券等1億円以上の場合
- ※上記に該当する場合は、申告に必要な書類や手続きなどが複雑ですので、速やかにご連絡ください。